

埜 町
河川（堤防及び護岸）管理
個別施設計画

令和3年3月

目 次

1. 計画対象施設の設定及び現状

- 1-1 計画対象施設
- 1-2 計画対象施設の現状

2. 基本的な考え方

- 2-1 基本方針
- 2-2 点検
- 2-3 評価

3. 施設の状態

4. 計画期間

5. 対象の優先順位の考え方

6. 対策内容・実施時期・対策費用

1. 計画対象施設の設定及び現状

1-1 計画対象施設

本個別施設計画は、埴町が管理する 43 河川（準用河川及び普通河川）、延長約 92 km に及ぶ河川の堤防及び護岸を対象とします。

1-2 計画対象施設の現状

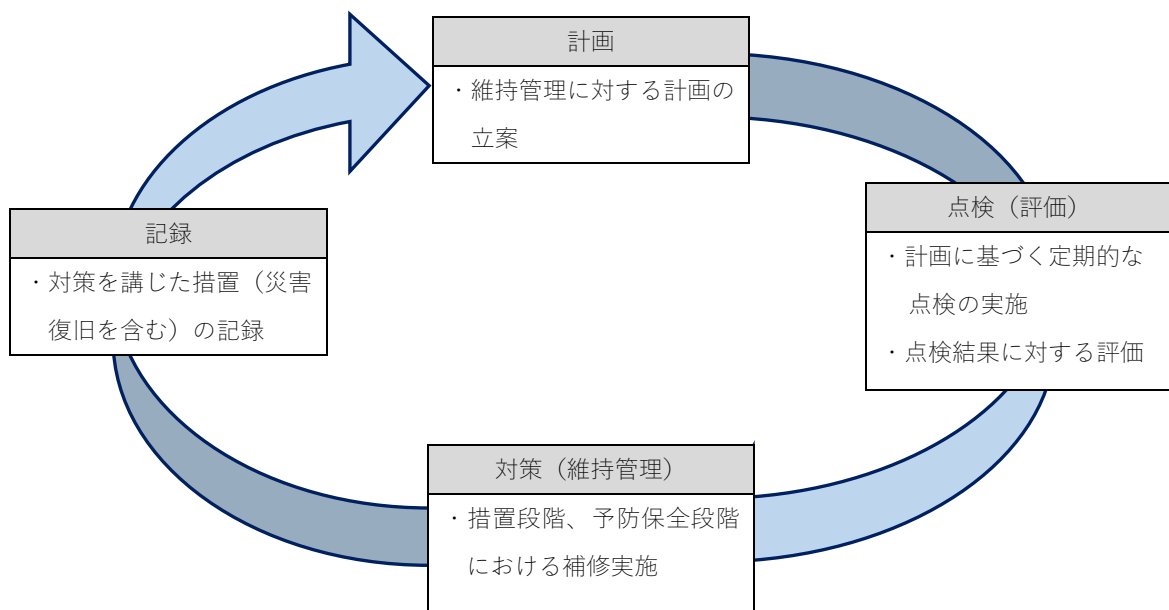
埴町が管理する河川は天然護岸が多く、整備されていても経年劣化し、近年の災害に耐えることができない状態となっている施設もあるため、災害を未然に防ぐ目的とした補修や更新といった施設整備の必要性が高まっています。

2. 基本的な考え方

2-1 基本方針

将来にわたって堤防及び護岸を安全に利用していくため、計画・点検・対策・記録といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。

予防保全型の維持管理を踏まえ、優先度を決定し、補修等の対策を実施します。



2-2 点検

埜町が管理する堤防及び護岸の点検は、「埜町道路・河川パトロール実施要領」に基づく日常点検（巡視）及び、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」を準用し年次計画により点検を実施します。

2-3 評価

点検箇所は、その変状状態に応じて、4段階（a～d区分）で区分するとともに、区分に応じ適切に措置を講じます。

なお、縦断的な変状、点的な変状も、それぞれ1つの箇所としています。

評価区分

区 分		状 態	変状 確認	機能 支障
a	異常なし	・目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態	なし	なし
b	要監視 段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性の変状が確認され、経過を監視する必要がある状態（軽微な補修を必要とする場合を含む）	あり	なし
c	予防保全 段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じてないが、進行性があり、予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 ・詳細点検（調査を含む）によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態	あり	なし
d	措置段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態 ・詳細点検（調査を含む）によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要な状態	あり	あり

【出典：堤防等河川管理施設の点検結果評価要領／平成31年4月／

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課】

3. 施設の状態

点検により、b及びcに区分した河川は、17河川（令和2年4月時点）です。そのうち状態評価区分がc区分（予防保全段階）は7河川9箇所、b区分（要監視段階）は15河川34箇所です。現在、d区分（措置段階）に該当する箇所はなく、堤防及び護岸の機能に支障を生じている状況ではありません。

4. 計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）までとします。

5. 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づいて、効率的な維持、補修が図られるよう必要な措置を講じます。

評価区分d（措置段階）に評価された場合は、変状発見後、緊急に措置します。

評価区分c（予防保全段階）に評価された場合、背後地や周辺の状況及び前後の施設等を総合的に判断し、堤防及び護岸の対策を推進します。

評価区分b（要監視段階）に評価された場合、河川内の堆積土砂や支障木の撤去等の維持管理の範疇において、河川断面を常に確保し災害等の防止に努めます。

※町内の福島県砂防指定箇所を含む普通河川については、砂防施設管理者である県（建設事務所、土木事務所）と指定区域を確認し協議したうえで点検・管理していきます。

6. 対策内容・実施時期・対策費用

点検結果に応じた対応を別紙一覧のとおり対策していきます。

※今後の点検結果や対策の実施状況を踏まえた上で、適宜、計画を更新し、対策を実施することとします。